

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：いちき串木野市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.1 %
全職員	65.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	98.6 %
本庁課長補佐相当職	89.0 %
本庁係長相当職	96.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.3 %
31～35年	88.9 %
26～30年	89.7 %
21～25年	94.6 %
16～20年	- %
11～15年	85.5 %
6～10年	88.1 %
1～5年	92.8 %

【説明欄】

- (1) 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員については、健康保険加入者を対象としている。
- (2) 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は、92.0%である。
- (3) 管理職手当について、男性の割合が高く、管理職手当の受給者に占める男性の割合は、92.3%である。
- (4) 相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、73.2%が女性であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- (5) 役職段階別中、「本庁部局長・次長相当職」については、該当職員がいないため対象外としている。
- (6) 勤続年数別中、「16年～20年」については、一方の性別の職員がいないため、公表対象外としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。